

条例議案参考資料

(議案第9号)

令和6年第1回(3月)川口市議会定例会

令和6年第1回（3月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 9 号参考資料	川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
-------------	---------------------------------------	---

議案第 9 号参考資料

川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市戸籍法等関係事務手数料条例（平成12年条例第15号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍法に関する事務の手数料の額）</p> <p>第2条 戸籍法に基づき市長に証明書の交付の請求等をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書</u>の交付 手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定するものに限る。以下この条において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。）</u> 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき <u>400円</u></p> <p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条</p>	<p>（戸籍法に関する事務の手数料の額）</p> <p>第2条 戸籍法に基づき市長に証明書の交付の請求等をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付 手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条</p>

の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書

の交付手数料

1通につき 750円

(5) (略)

(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。）

除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法 第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円）

(8) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項

若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料

1通につき 750円

(4) (略)

(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書

の交付手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円）

(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類

の閲覧手数料 書類1件につき 350円